

## 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について（2023年度）

### 算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り、算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次の通りであること。  
イ 肺炎      ロ 尿路感染症      ハ 带状疱疹      ニ 蜂窩織炎
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 算定する場合あっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦ 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び、蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

### 介護老人保健施設アイリス 期間：2023年4月1日～2024年3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実人数	3	6	5	3	4	4	1	3	1	2	1	0
延べ日数	17	28	25	10	16	12	4	16	5	6	6	0

	延べ人数	延べ日数	主な検査内容	主な治療内容	主な投薬内容
肺炎	12	48	採血・痰培養検査 胸部レントゲン等	点滴 内服	ケフラールカプセル セフトリアキソン
尿路感染	21	82	採血・検尿 尿培養検査	点滴 内服	ケフラールカプセル セフトリアキソン
带状疱疹	0	0		点滴 内服	アシクロビル
蜂窩織炎	3	15		内服	ケフラールカプセル

### ユニット型介護老人保健施設アイリス 期間：2023年4月1日～2024年3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実人数	1	1	0	0	3	2	2	1	2	0	0	1
延べ日数	2	5	0	0	12	11	12	2	15	0	0	2

	延べ人数	延べ日数	主な検査内容	主な治療内容	主な投薬内容
肺炎	2	4	採血・痰培養検査 胸部レントゲン等	点滴 内服	ケフラールカプセル セフトリアキソン
尿路感染	9	48	採血・検尿 尿培養検査	点滴 内服	ケフラールカプセル セフトリアキソン
带状疱疹	0	0			
蜂窩織炎	2	9		内服	ケフラールカプセル